緑区地域活性化支援事業に係る実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、緑区自主企画事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による「緑区地域活性化支援事業」の活動支援等について必要な事項を定める。

（対象団体）

第２条　要綱第２条第１号に定める地域活性化支援事業の補助対象団体は、次に掲げる事項を満たす者とする。

（１）１年以上継続して活動していること。又は今後１年以上継続して活動する見込みがあること。

（２）団体の事務所が千葉市内にあること（団体の事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住しているもの。）。

（事業の条件等）

第３条　要綱第２条第１号に定める対象事業は、次の各号にすべて該当しなければならない。

（１）主として緑区内での活動であること。

（２）事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたるものであること。

（３）同一内容の事業について、本補助金もしくは緑区区民ふれあい事業における緑区まちそだて事業補助金の交付を３回以上受けていないこと（地域拠点支援事業における改装費及び事業開始経費の補助金の交付を受けられるのは初年度の１回に限る。）。ただし令和２年度に要綱第５条の規定による通知を受けた者については、要綱附則第３項の規定によるものとする。

（対象外となる事業）

第４条 要綱第２条第１号に定める対象事業は、次に掲げる事業に該当してはならない。

（１）政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体の事業

（２）特定団体の構成員のみを対象とする事業

（３）資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業

（４）国・地方公共団体等からの補助、助成及び委託を受けている事業

（５）講演会・イベントの開催のみを目的とした事業

（審査）

第５条 要綱及びこの要領に定める事項を満たしているか否かの判定につき、次の各号の審査を行うものとする。ただし、区長が認める場合はこの限りでない。

（１） 書類による審査
（２） 公開プレゼンテーションによる審査
２ 前項の審査にあたっては、外部のアドバイザーの意見を参考にすることができるものとする。
３ 第１項の審査の詳細は、別に定めるものとする。

（報告会）
第６条 区長は、要綱による補助金の交付決定を受けた団体に対し、区長の指定する事業報告会への出席を求めることができる。

（公表）
第７条 区長は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号）第２３条及び第２４条の趣旨にのっとり、以下に掲げる場所等において、要綱による補助金の交付を受けた団体から提出のあった書類（条例第７条に定める「不開示情報」を除く。）又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。
（１）閲覧場所 緑区役所地域づくり支援課事務室内
（２）閲覧時間 緑区役所の事務取扱時間
（３）閲覧期間 補助金の交付を決定してから５年間
２ 区長は、要綱による補助金の交付を受けた団体に対し、前項と同様の方法により、団体自ら一般の閲覧に供するよう求めることができる。ただし、前項第３号に定める期間については２年間とする。

附 則
１ この要領は、平成２５年４月１日から施行する。
２ この要領は、令和２年２月１日から施行する。
３ 緑区まちそだて事業に係る実施要領（平成２２年９月１日施行）は、平成２５年３月３１日をもって廃止する。
附 則
この要領は、令和３年１月１４日から施行する。
附 則
この要領は、令和５年４月１日から施行する。